右 右

同

先 機 関 建設業者の許可の取消し.....

県営土地改良事業計画の決定.

(農村整備課)

政

課

:

県上

民 地

: : 県中

民地

局域 局域

林業用種苗生産事業者の登録の変更.

道路の位置の指定

県上

民地

局域

:

三.

三沢字堀口二三九まで四の二五九から三沢市大字三沢字堀口一六

トルニ・二〇メー

九・八六メートル からニニ・ニ五メ

家畜伝染病の発生......

告

示

目

次

道路の指定.

公

告

쏨

示

青森県告示第五百六十六号

平成一 第三千二百七十九号

病家 畜 種 類 染

種家 畜 類の

患患

畜畜

の_疑 別似

頭数

発生の場所又は区

域

年発

日生

成 月

小

Ħ.

青森県知事

Ξ

村

申

吾

4

患

畜

十和田市

八月二十三日 (月曜日)

₹ ネ病

青森県告示第五百六十七号

県規則第二十号) 第十七条の規定により公示する。 次のとおり道路を指定したので、 建築基準法 (昭和二十五年法律第二百一号) 第四十二条第一項第四号の規定により、 青森県建築基準法施行細則 (昭和三十六年二月青森

縦覧に供する。 なお、 その関係図面は、 青森県県土整備部建築住宅課及び三沢市役所に備え置い

(建築住宅課) ...

畜

産

課)

平成二十二年八月二十三日

青森県知事 Ξ 村

申

吾

堀口二一五までの九から三沢市大字三沢字に沢市大字三沢字堀口七六 X 間 一一〇メー 延 長 メートル ーー・○八メート 幅 員 **三平** ☆

☆ 年指 月 日定 三

公

林業用種苗生産事業者の登録の変更

おり林業用種苗生産事業者から登録証の記載事項に変更があった旨の届出があったの 林業種苗法(昭和四十五年法律第八十九号)第十三条第一項の規定により、 同法第十六条第二項の規定により公告する。 次のと

家畜伝染病について次のとおり届出があったので、 家畜伝染病予防法 (昭和二十六年法律第百六十六号) 第十三条第一項の規定により 同条第四項の規定により公示する。

平成二十二年八月二十三日

建設業者の許可の取消し

建設業者の許可を取り消したので、

平成二十二年八月二十三日

建設業法 (昭和二十四年法律第百号) 第二十九条第一項の規定により、次のとおり

同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

Ξ

縦覧の場所

平成二十二年八月二十四日から同年九月二十一日まで

むつ市役所

縦覧の期間

縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

平成二十二年八月二十三日

青森県知事 Ξ 村 申

吾

变 更 更 前		区分	
		 番登	
<u>БП</u>		号録	
昭和呉・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		年登月 日録	
江刺家栄造	蛯沢正勝	氏名又は名称	生産
九上		/	庄
九上 六の 一東		住	事
; 東北町字塔 塔			業
7.沢山四		所	者
精採 選取		種	生
		穂	産
幼苗以外の苗木の		苗	事業の内
小の育成		木	容
合東 北 町		名	事
町 森 林 組		称	
上北郡東北町字塔		所	業
		在	
塔 ノ 沢 山		地	所
平成三・六八		年変 月 日更	

県営土地改良事業計画の決定

めたので、同条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。 田地区の県営土地改良事業 (経営体育成基盤整備事業 (通作条件整備型)) 計画を定 土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号) 第八十七条第一項の規定により、内

五 兀 Ξ

取消年月日 平成二十二年七月二十八日

許可番号 青森県知事許可 (般 一八) 第五七七九号 主たる営業所の所在地 弘前市大字堀越字柳元一〇七の二 代表者の氏名

畠山 義弘

商号又は名称

有限会社丸和通信土木

六

取消しに係る建設業の許可

平成二十二年八月二十三日

青森県知事

申

Ξ 村 吾 七

平成二十二年七月十日前記建設業者が合併又は破産手続開始の決定以外の事由に

取消しの原因となった事実

土木、とび・土工、ほ装、電気通信工事業に係る一般建設業の許可

項第四号の規定に該当する。

より解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。 建設業法 (昭和二十四年法律第百号) 第二十九条第一項の規定により、次のとおり 建設業者の許可の取消し

平成二十二年八月二十三日

青森県知事 Ξ 村 申

吾

商号又は名称 有限会社ランドスケーブ

代表者の氏名 盛寿

Ξ

青森県知事

村 申 吾

Ξ 主たる営業所の所在地 十和田市大字相坂字小林二六八の六

六 五 四 取消年月日 平成二十二年七月二十七日 青森県知事許可(般 一九) 第一六二九三号

取消しに係る建設業の許可

管工事業に係る一般建設業の許可

取消しの原因となった事実

七

る により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当す 平成二十二年五月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出

建設業者の許可の取消し

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。 建設業法 (昭和二十四年法律第百号) 第二十九条第一項の規定により、次のとおり

平成二十二年八月二十三日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

商号又は名称 有限会社大同建設

代表者の氏名 田中 宗蔵

Ξ 兀 五

主たる営業所の所在地 上北郡六戸町大字犬落瀬字下久保一七四の一〇二八

許可番号 青森県知事許可 (般 一七) 第一五一〇八号

取消年月日 平成二十二年七月二十八日

取消しに係る建設業の許可

大工、屋根、タイル・れんが・ブロツク、内装仕上工事業に係る一般建設業の許

七 取消しの原因となった事実

により確認された。 このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当す 平成二十二年七月二十七日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出

> 出 先 機 関

上北地域県民局告示第四号

月青森県規則第二十号)第十七条の規定により公示する。 次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則(昭和三十六年二 建築基準法 (昭和二十五年法律第二百一号) 第四十二条第一項第五号の規定により、

及び三沢市役所に備え置いて縦覧に供する。 なお、その関係図面は、青森県県土整備部建築住宅課、上北地域県民局地域整備部

平成二十二年八月二十三日

上北地域県民局長 小 林 巧

の二	位	
	置	
ル三九・一	延	
メート	長	
六・〇〇メー	幅	
トトル	員	
三・成・三の	年指 月 日定	

青森市長島一丁目一番一号 (発行所・発行人)

東奥印刷株式会社青森市第二問屋町三丁目一番七七号(印刷所・販売人)

| 定価小口一枚二付十五円一銭|| 毎週月・水・金曜日発行

(発 発行 赤所 ・ 長島 一丁人